

多治見市副業・兼業人財活用事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、多治見市副業・兼業人財活用事業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金は、中小企業者等が副業・兼業人財を活用し、デジタル化の推進及び経営課題の解決を図ることによって、中小企業者等の事業を発展させ、もって地域経済の活性化に資することを目的として交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 市内に事業所を有する中小企業者及び個人事業主をいう（ただし、政治活動又は宗教活動を目的とする事業を営む者は除く。）。
- (2) 副業・兼業人財 前条第2項の目的を達成するために、中小企業者等との間で契約（雇用契約を除く。）を締結し、当該契約に基づき専門的な知見及び実務経験を中小企業者等へ提供する者をいう。
- (3) マッチング事業 中小企業者等が副業・兼業案件掲載サイト運営事業者、人材紹介事業者等を介して副業・兼業人財を募集等する事業をいう。
- (4) 副業・兼業人財活用事業 中小企業者等が副業・兼業人財を活用して実施する事業であって、前条第2項の目的に照らし市長が適当と認めるものをいう。

(対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者等であって今後も市内において事業を継続する意思があるものとする。ただし、次の各号に該当する者は補助の対象としない。

- (1) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納している者（市長に対し分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める者を除く。）
- (2) 多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等

- (3) その他第1条第2項に規定する目的に照らし市長が不相当と認める者
(補助対象事業及び補助対象経費等)

第4条 補助対象事業は、マッチング事業及び副業・兼業人財活用事業とする。

- 2 補助対象経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
ただし、経費のうち消費税及び地方消費税相当額は除く。

- (1) マッチング事業 中小企業者等が副業・兼業案件掲載サイト運営事業者、人材紹介事業者等へ支払う経費

- (2) 副業・兼業人財活用事業

ア 鉄道賃、航空賃、バス料金及び船賃の実費（ただし、最も経済的かつ合理的と認められる経路であって、公共交通機関の利用に要する経費とする。）

イ 宿泊費（食費を除く。）

ウ 謝礼金（業務委託料を含む。）

エ 副業・兼業人財の活動に必要と認められる経費

- 3 補助額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、同一の補助対象者につき10万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 4 補助金の交付総額は、予算で定める額以下とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、副業・兼業人財活用事業支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の着手前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
(2) 同意書
(3) 申請者の事業概要が分かるもの
(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、副業・兼業人財活用事業支援補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知書に係る補助事業の計画等の変更又は廃止をしようとする場合は、次に掲げるときに限り、副業・兼業人財活用事業支援補助金補助事業変更・廃止承認申請書（別記様式第3号）により市長に申請しなければならない。

- （1） 補助金の額を増額するとき。
- （2） 補助対象経費が20パーセント以上減額となるとき。
- （3） 補助事業の目的又は内容を変更するとき。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該交付決定者に副業・兼業人財活用事業支援補助金補助事業変更・廃止承認書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日を経過した日又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、副業・兼業人財活用事業支援補助金補助事業実績報告書（別記様式第5号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） マッチング事業

ア 副業・兼業案件掲載サイト等運営事業者、人材紹介事業者等との間で締結した契約書等の写し

イ 副業・兼業案件掲載サイト等運営事業者、人材紹介事業者等への支払いを証する書類の写し

（2） 副業・兼業人財活用事業

ア 副業・兼業人財との間で締結した契約書等の写し

イ 副業・兼業人財の活動に要した経費の支払いを証する書類の写し

ウ 副業・兼業人財の職務経歴書

（3） その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、交付決定者に副業・兼業人財活用事業支援補助金額確定通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、副業・兼業人財活用事業支援補助金請求書（別記様式第7号）により市長に対し補助金の支払を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容その他この要綱若しくはこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

（3）法令又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

（その他必要な事項）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 多治見市補助金等交付要綱の一部を次のように改正する。

別表第1 7 商工の款3 一般商工業振興対策事業の項2 中小企業者支援事業の目3 新商品開発支援事業の次に次のように加える。

4 副業・兼業人財活用支援事業						
1	副業・兼業人財活用支援事業	市の副業・兼業人財活用事業支援補助金交付要綱によ	要綱によ	要綱によ	要綱によ	
		る。	る。	る。		

		る。				
--	--	----	--	--	--	--